

中国とASEANの関係について

公益財団法人日中友好会館・中国代表理事 鄭祥林



中国と東南アジア各国は目と鼻の先であり、隣国同士です。1949年中華人民共和国が成立すると、一部の国はすぐに国交を樹立しました。しかし当時の国際環境と中国国内の状況から、1960年代末と70年代初めまで、中国と東南アジアの多くの国は正常な関係を築けず、中には疑心暗鬼、はては敵視の状態にある国もありました。1972年の中米関係緩和後、風向きが変化し始めて、いくつかの国が次々に中国と国交を樹立するとともに禁輸を解除しました。1990年代の冷戦終結後、中国ASEAN関係を発展させるよりよい環境と条件が生まれ、往来や交流が徐々に増加し、拡大しました。

1991年に中国とASEANが正式に對話関係を築いた後、さまざまな結び

つきが次第に増えていきました。1996年7月、当時の銭其琛外相が初めてASEAN外相会議に出席し、中国をASEANの全面的対話パートナー国とすることが全会一致で了承されました。翌年、中国の指導者が初めて中国ASEAN首脳会議に出席し、「21世紀に向けた善隣相互信頼パートナーシップ」の樹立が決まりました。中国とASEANの関係発展は加速車線に乗ったのです。

2002年、「中国とASEANの全面的経済協力枠組み取り決め」が調印され、同時に「南中国海各国行動宣言」も調印されました。前者は経済協力を強化するための文書で、2010年の中国ASEAN自由貿易圏、即ちFTAの完成という目標を定めました。後者は政治的相互信頼を促進するための文書で、中国

とASEAN間で調印された、南中国海問題に関する最初の政治宣言と指導文書であり、内容は各方面を網羅していて、南中国海地域の平和と安定の維持と中国ASEAN関係の発展にとって前向きな重要な意義がある文書です。

2003年に中国とASEANは一歩進めて、戦略的パートナーシップ樹立に関する共同宣言に調印しました。同時に中国が「東南アジア友好協力条約」の正式加入を宣言し、双方の政治的相互信頼が一段と強まりました。経済協力の目標ができ、政治関係がスムーズになって、中国ASEAN関係の発展は非常に速く、「黄金の十年」と呼ばれました。2010年1月1日双方は予定通りFTAのスタートを宣言するとともに、紛争解決メカニズム、モノ貿易、サービス貿易、相

互投資などの取り決めに相次いで調印しました。同時に外交、経済、国防、交通、税関、司法、海洋など十数の閣僚級年度協議制度をつくるほか、中国南寧で年1回のASEAN博覧会を連続12回開いています。中国とASEANはすでに重要な協力パートナーになったのです。

中国ASEAN間の貿易額は2014年4800億ドルを超え、1991年の70倍余りになりました。相互投資の累計は1500億ドルで、留学生交換は18万人を超え、毎週の往復航空機は1000余機に上り、双方の観光客数は2000万人を超えています。中国は5年連続でASEANの第一の貿易相手となり、一方ASEANは中国の第三の貿易相手、投資元になりました。2015年1～10月、中国ASEAN貿易は3792億ドルに達し、年間では5000億ドルを超える見込みです。

2016年、中国がASEANとの全面対話パートナー関係を結んで20周年を迎え、記念すべき節目の年です。これからのことを見ていると、中国が近年提唱している21世紀海上シルクロードの建設を今後全面的に推し進めていくと思われ、すべてのASEAN諸国の参加するアジアインフラ投資銀行(AIIB)の運営

がまもなく始まり、レベルアップされた中国ASEAN間のFTAが貿易・投資を一層円滑につなげていき、東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)が来年中の合意を目指している中で、さらに、中日韓とASEANとの協力関係の今後発展の見通し、ASEAN経済共同体が年末に正式に完成し運用を始めることなど諸々の有利な要因もあります。これらに後押しされ、中国ASEAN関係の転換と発展のための新たなチャンスが生まれ、新たな活力が注がれ、新たな空間が開かれると期待されており、中国ASEAN関係の今後の見通しは非常に明るいものです。

東南アジア諸国は中国の周辺にあり、昔から親しい付き合いがあります。最も有名な歴史上の話は600年余り前、明朝の家臣・鄭和が数百隻の船と数万人の人を率いて7度南中国海ルートを通り、東南アジアを経てアフリカに到り、アジア・アフリカの30余か国をめぐる、中国の磁器、絹や茶を各国に持っていくだけでなく、友誼を伝えたことです。この史実はいまなお東南アジアとアフリカの関係諸国で語り種となっています。

政治関係は国と国の関係の基礎であり、お互いの信頼があってはじめて、双方の

各分野の実務協力は安定し、実り深まるものになります。中国政府は従来から近隣諸国との関係を特別に大事にしています。近年、「親、誠、恵、容」という善隣外交の理念を打ち出しました。親、誠、恵、容とは、まず相互尊重にほかなりません。中国を取り巻く地域の国々は政治生態学的に豊富多彩であり、ASEANを見ますと、相互理解、相互支持のほか、地域協力におけるASEANの中心的地位の尊重が非常に重要です。次に互恵・ウィンウィンです。FTAバージョンアップ版を積極的に実行に移し、RCEP交渉を積極的協調的に推進し、コネクティビティーと生産能力協力を促進し、成果の恩恵を各国に及ぼさせ、発展の成果を共に享受するのです。第3に見守り助け合うことです。お互い山河が連なり、海一つ隔てたお隣で、同舟相助けるようにして、自然災害、ネットセキュリティ、国際犯罪などの伝統的、非伝統的安全保障への挑戦に共同で対応すべきです。第4に友好的な話し合いです。隣り合えば意見の食い違いは避けがたいですが、平等な対話と相互理解・譲歩を貫けば、問題の適切な解決をはかれます。

中国は南中国海の南沙諸島の主権を有する立場は周知の通りです。第2次大戦

終結後、我々は侵略者の手から関連の島と岩礁を取り戻したことも世間の知っていることです。中国とASEAN一部の沿岸国は南沙諸島の主権の帰属をめぐる意見と立場が異なっており、激しく紛争していたことも事実です。70年代から一時期、南沙諸島の多くの島や岩礁が占拠され、中国の主権と関連の海洋権益を著しく損ない、これに対し中国政府は強い抗議を行い、厳重な申し入れをしました。中国は大国としての責任から、大局的に立ち、この問題を回避せず、強硬な対応を控えて、大規模な衝突を起こして、地域を不安定にさせ、地域の発展が阻害されることがないように、十分な自制の態度をとりました。中国はテーブルについて交渉で係争を解決するよう、具体的提案まで出して、繰り返し呼びかけました。と同時に、地域の平和と安定を図るために、中国はASEANとの全体の関係の枠組みの下で、集中的協議を経て、2002年11月4日、首脳立ち会いのもと、各国の外相が10か条の「南中国海各国行動宣言」に調印しました。即ち国と国の間の係争を解決するまで、中国とASEANとの間でともに行動をするという宣言です。この10年余り、宣言の内容は基本的に徐々にうまく実行に移されていま

す。例えば第3条には、各国は1982年「国連海洋法条約」を含め、広く認められた国際法の原則に規定されているような、南中国海における航行とその上空飛行の自由を尊重し約束することを再確認する、とあります。第5条には、領土及び管轄権の係争が平和的に解決されるまでは、関係当事国は協力と理解の精神にのっとり、相互信頼を築くためのさまざまな方策を追求するために努力することを約束する。これには防衛・軍事高間で適切な対話と意見交換を行うこと、合同軍事演習を通報することが含まれる、とあります。また第6条には、係争が解決されるまでは、関係当事国は協力を探り又は行うことができる。これには海洋環境保護、海洋科学研究、海上航行および交通の安全、捜索と救助、国境を越えた犯罪の取り締まりなどが含まれる、とあります。一方、宣言の第4条には、「直接関係する主権国家による友好的協議と交渉により、平和的な手段でその領土及び管轄権の係争を解決する」と定められています。が、個別の国は他の手段に訴え、しかるべき義務を果たしていません。

そして、中国とASEAN各国は「南中国海各国行動宣言」第10条の、当事国の協議一致を基礎に「南中国海行動規範」



ブルネイ国イスラム寺院

制定という目標の最終的な合意を目指して協議中です。ここ数年、中国ASEANは引き続き効果的に「行動宣言」の内容を実行していくと同時に、「行動規範」制定の協議を加速し、できるだけ早期に「行動規範」について合意するとともに、地域の相互信頼・協力メカニズムをたえず完全にしていく措置を講じることです。



ブルネイ国皇太子と

致しました。
南沙諸島の領有権をめぐる係争が中国とASEAN間の問題ではないため、中国ASEAN首脳会議はダブルトラック、即ち「並行」という考え方をとって南海の係争を解決することで何度もコンセンサスを得ています。つまり中国とASEANは措置を講じて、南海地域の平和・安定を守るよう共同で努力し、領土主権



ブルネイ国プリンセスと

の係争は当事国が話し合い・交渉を通じて自ら解決するのです。
南沙諸島のいくつかのところで建設作業が行われていることを、この頃多く議論されているようですが、中国脅威論まで煽られています。まるで南海地域では非常に不安定な情勢に陥っているようです。これはまったく事実ではありません。南海では毎日1万隻以上の船が国際法に

基づいて安全に航行されています、何の不自由もない。島の建設については、これは多くの国がみなやっていることです。必要があれば、自国の主権と海洋権益を守るには、島に人員を常駐させる必要があります。国の発展に伴って、島を建設拡充して生活条件を改善することは当然です。島に灯台など民生施設を造れば、この海域を航行する各種の船舶にサービスを提供することもできます。この地域以外のごく一部の国が騒ぎ立てて、中国の脅威を囃しているのは下心をもったもので、思い通りにゆくこともありません。(2015年12月17日・アジア研究懇話会) (本稿は、鄭氏の見解によるものです)

講師略歴(てい しょうりん)

1954年生まれ。1974年大連外語大卒業。1975年～80年中国駐日本国大使館勤務、80年～85年中国外交部新聞司事務官、85年～86年日本長崎総領事館副領事、89年～94年中国外交部アジア局主席事務官・課長、07年～08年中国駐ネパール大使、08年～11年中国駐大阪総領事、11年～14年中国駐ブルネイ大使、15年～日中友好会館中国代表理事。